2026年10月28日

アガルートアカデミー

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

行政書士 2026 総まくり択一1000肢攻略講座　テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
59	解答166 解説文２行目	……本条の定めと958条の３の「特別縁故者への分与」の規定との関係について、判例は、……	……本条の定めと**958条の２**の「特別縁故者への分与」の規定との関係について、判例は、……	26/7/22
123	解答335 解答・解説文全体 ※　解説・解説文全体の差替えをお願いします。	×　判例（大判昭9.1.30）は、賃貸借契約における保証人の相続人は、相続開始後に生じた賃料債務についても当然にその保証債務を負担するとしている。	○　本問の「賃貸借契約に基づく賃借人の債務を保証した」ことは、個人根保証契約に該当する（465条の２第１項）。個人根保証契約においては、主たる債務者が死亡した場合、原則として、個人根保証契約における主たる債務の元本は確定する（465条の４第１項柱書本文、３号）。そのため、本問では、賃借人の相続が生じたことにより保証人が保証する債務の元本は確定しているから、相続開始後に生じた賃料債務について履行をする責任を負わないこととなる。	26/10/28

以　上